

# 香教連速報 人事委員会への要望

## 教員が誇りをもって職務に専念できる環境を！！

香教連は、6月22日（火）15：00から県庁2階人事委員会会議室において、香川県人事委員会への要望を行った。香教連側は、森委員長以下5名が出席。人事委員会側は、桑城委員長、小川委員、東条委員の3名が対応した。主な要望と回答は、以下の通り。太字は要望項目、香教連の主張はゴシック、人事委員会の回答は明朝斜体字で表記している。



桑城委員長に要望書を手渡す森委員長

1 平成22年度教職員給与要求について  
○ 人事委員会の給与勧告と異なる財政再建政策による減額措置の早期解除を、当局に働きかけること。

【中浦副委員長】財政再建方策による月例給の減額措置が2期6年目を迎えている。昨年度も要望させていただいたが、月例給減額措置の継続については、多くの教職員が納得していない。一刻も早い給与減額措置の解除を、県教育委員会にも要望を続けるが、人事委員会からも当局に働きかけていただきたい。



【桑城委員長】3年の予定(の給与減額措置)が延長によって6年目を迎えていることで、(教職員の生活に)強烈に影響しているのはよく分かっている。この減額措置が常態化することが一番困る。未曾有の経済的危機ということで導入されている措置に対しては、人事委員会の勧告・意見として微妙な言い回しではあるが、コメントを続けている。

○ 教育委員会との連携を図り、主幹教諭の特2級を改め、新3級とし、教職員の給料表を新たな5級制とするとともに、指導教諭にも新3級を適用すること。

【森委員長】現在主幹教諭には給料表の2級と3級の間の金額を採用した特2級が適用されている。単純に2.5級に当たる給料表では、職責に見合う給料とは言えず、希望者が少ない事態にもなりかねない。真の意味での5級制となるよう、さらなる給与表の改訂をお願いしたい。また、本年も設置が見送られたが、指導教諭は、今後増えるであろう若年教員の指導力向上にも有益である。指導教諭が設置された際には、新3級の適用を望む。



2 諸手当の改善について

○ 地域手当の支給率を3%にするとともに、支給地域を全県にすること。

【松浦副委員長】平成19年度の人事委員会勧告により、平成20年度より高松市に在勤する職員に段階的に地域手当を支給することになった。本年度は2.5%の支給割合となっているが、財政再建政策による給与の減額措置によって、全額減額されている。この地域手当については、「県域全体を1つの地域とするという考え方も、明らかに地域手当の制度趣旨に反するものとも思われない」との考えを示していただいている。その支給要件について全県一律支給を要望し続けたい。



○ 期末勤勉手当の支給率(現4.15月分)の改善をすること。

【地下事務局長】昨年の「職員の給与等に関する報告と勧告」により、新俸給表の適用による月例給に引き下げとあわせて、期末勤勉手当支給率の改定が行われた。先ほども述べたように、現在月例給の減額措置が継続中での期末勤勉手当の凍結は教職員にとって大きなダメージとなっている。是非とも10月の人事委員会勧告において、昨年減率された0.35月分の増率勧告を要望する。



【小川委員】県職員の年間所得状況が公開された。給与が減額になったにもかかわらず、昨年度と比べて2万円程度の減額となっている。今後株主総会の終わった民間企業から、平均年間所得が開示される。昨年と比べてどの程度変化しているかが大きな注目点である。残業の実態がはつきりしないと、ストレートに言えない部分もある。要望の趣旨はよくわかる。

【桑城委員長】今日の話参考に、できる限り人事委員会勧告に反映したい。

○ 引き続き教職調整額の支給を行うとともに、現行4%を8%相当にし、職責に応じた手当の支給とすること。

【安部副委員長】昨年の「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」「審議のまとめ」では、「教職調整額を時間外勤務手当化することは一つの有効な方策」とされた。しかし現在作業部会での審議はストップしていると聞く。香教連としては、①教員の時間管理の困難さ ②部活動指導の取り扱い ③持ち帰り業務の取り扱い等の観点から、教職調整額の堅持を要望する。また、現在の残業時間を加味した教職調整額の支給率は、10%程度が妥当であると考え、種々の要件も勘案し、8%程度が望ましいと考える。関係諸機関へ要望いただきたい。



【桑城委員長】教職調整額の増額に関しては、増大する勤務時間の縮減とあわせて、その必要性も強く感じている。

○ 実施された勤務時間の短縮が、更なる多忙化や、時間外勤務の増大に繋がらないよう、関係機関を指導すること。

【松浦副委員長】本年4月1日より、教職員の勤務時間も1月に先行実施した行政職にあわせて、1日7時間45分、週38時間45分の勤務時間となった。週時程は学校により多少違いがあるが、概ね退庁時刻を16時30分とし、15分間の勤務時間短縮を実施している。しかしながら、香教連アンケート結果にもあるように、平均退庁時刻は19時45分、残業時間3時間超と決して勤務時間が短縮される結果にはなっていない。勤務の精選とあわせて、勤務時間の短縮が実効性のある制度改革として機能するよう関係機関へ働きかけていただきたい。

【桑城委員長】昨年度導入の際にも、実効性のあるものにならないのではないかと懸念があった。今日、学校現場での実態を聞いて、教員に対して(勤務時間の短縮が)機能していないということがよく分かった。教員の数が足りないというのも問題であるが、時間短縮という形で反映できないのであれば、教職調整額の増率という形も検討するべきかもしれない。今現在行っている仕事に見合うような給与所得となるために、セットで考えなければならない内容であると考え。



【東条委員】提出いただいた「提言」(香教連アンケート調査よりよい教育制度運用への提言)にある多忙感の解消については、同感である。簡便化できることは早急に対応していくことが重要である。教員を増員するというのも大切であるが、教員自身が簡便化できる場所を見つけるという視点も大切である。今、学校現場の退庁時刻が遅くなっている実態は把握している。是非ご自身のご家庭も大切にしたい。



【小川委員】83.8%の教員が持ち帰って仕事を行っているという事実は、非常に問題である。民間においては、以前残業時間を縮減するためにいろいろな制度を作り、持ち帰り仕事はほとんど皆無になっている。その際、事務作業の増大が顕著に表れた。民間では、コンピュータの導入等により残業を解消してきた。情報機器の導入が学校現場の事務処理の簡便化に直接繋がるかどうかは精査する必要があるが、何らかの手を打たなければならない状況に達しているのは間違いない。喫緊の課題として各方面が真剣に取り組むべき問題であると感じる。



香教連の要望活動に対応いただいた人事委員会委員の皆様  
左 東条委員、中央 桑城委員長、右 小川委員

改正される「公立学校職員の勤務時間休暇等に関する規則」の概要  
改正点①正規の勤務時間以外における勤務の制限請求手続きを規定  
改正点②子が2名以上いる場合に最大10日/1年に看護休暇を拡大  
改正点③要介護者1名の場合には5日/1年、2名以上の場合には10日/1年の短期介護休暇を新設  
平成22年6月30日施行